

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

現在、電力安全課では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、

原則として、対面での受付・相談を行わないこととしております。

申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」又は郵送により提出

されますよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

1. トピックス

■電気事業法関係手数料規則の一部改正について【再掲】

(オンライン安全管理審査開始に伴う安全管理審査手数料の改定)

オンライン安全管理審査開始に伴い、「電気事業法関係手数料規則」の一部を改正しました。施行日は令和3年12月1日となり、令和3年12月1日以降の申請から適用されます。現地審査とオンライン審査で手数料が異なりますので、ご注意ください。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/10/20211020-01.html

■冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

2021年度冬季の電力需給については、最低限必要な予備率3%を確保できているものの、過去十年間で最も厳しい見通しとなっており、電気設備の事故・トラブル等が発生した場合、安定的な電力の供給に支障を来すことによって、電力需給がひっ迫し、社会的に大きな影響を与えるおそれがあります。

発電事業者各位におかれましては、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/11/20211112.html

■冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

近年、積雪による太陽電池設備の架台の倒壊や、冬季雷を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。

同様の事故の再発を防止するためには、冬季の自然災害に備え、電気設備の保安管理について徹底することが重要となることから、電気管理技術者及び電気保安法人に対して要請します。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/11/20211112-1.html

2. 新着情報

■電気事故<事業用（自家用）電気工作物>

◇速報<10月受理分>（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【波及事故】

令和3年10月中は「2」件発生しました。

《故意過失（作業者の過失）》

・採石場構内にて運転に不慣れな新入社員が大型ショベルカーを運転し、通常走行しない構内道路をアームを下げて通行するルールを忘れ走行したため高圧架空電線に接触した。そのまま走行を続けたため構内柱が折損倒壊し、高圧電線が断線し

地表面に接触した。

《原因調査中》

高圧引き込みケーブルが何らかの要因で絶縁破壊した。この事業場は出迎え式のため事故点が保護範囲外であったため波及事故に至った。

ケーブルの絶縁破壊の原因は製造メーカーによる調査を行う。

【破損事故】

令和3年10月中に「3」件発生しています。

- ・ 太陽電池発電所にて逆変換装置が故障。原因はメーカーにて調査中。
- ・ 火力発電所にてタービン発電機の固定子巻き線地絡により運転停止。

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>

■電気工事士法第4条の3に規定する自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者を

指定した件について（株式会社テストイベント企画）【新規】

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条の3に規定する自家用電気工作物

の保安に関する講習を行う者を指定しました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/10/20211026-1.html

■環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令等

について【新規】

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令」

及び「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置における法定

環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定に係る審査基準」を制定しました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/10/20211029.html

3. お知らせ

■審議会・研究会

◇第8回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会

電気保安制度ワーキンググループ

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anken/hoan_seido/008.html

◇環境審査顧問会 太陽光部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/solar_cell/2021_005.html

■メルマガバックナンバー

